

# 化学物質排出把握管理促進法の 施行状況と動向について

令和5年2月  
経済産業省製造産業局  
化学物質リスク評価室

# 2020（令和2）年度PRTR届出排出・移動量の概要

- 2020（令和2）年度における排出量・移動量は、354千トン（前年度比8.2%減）

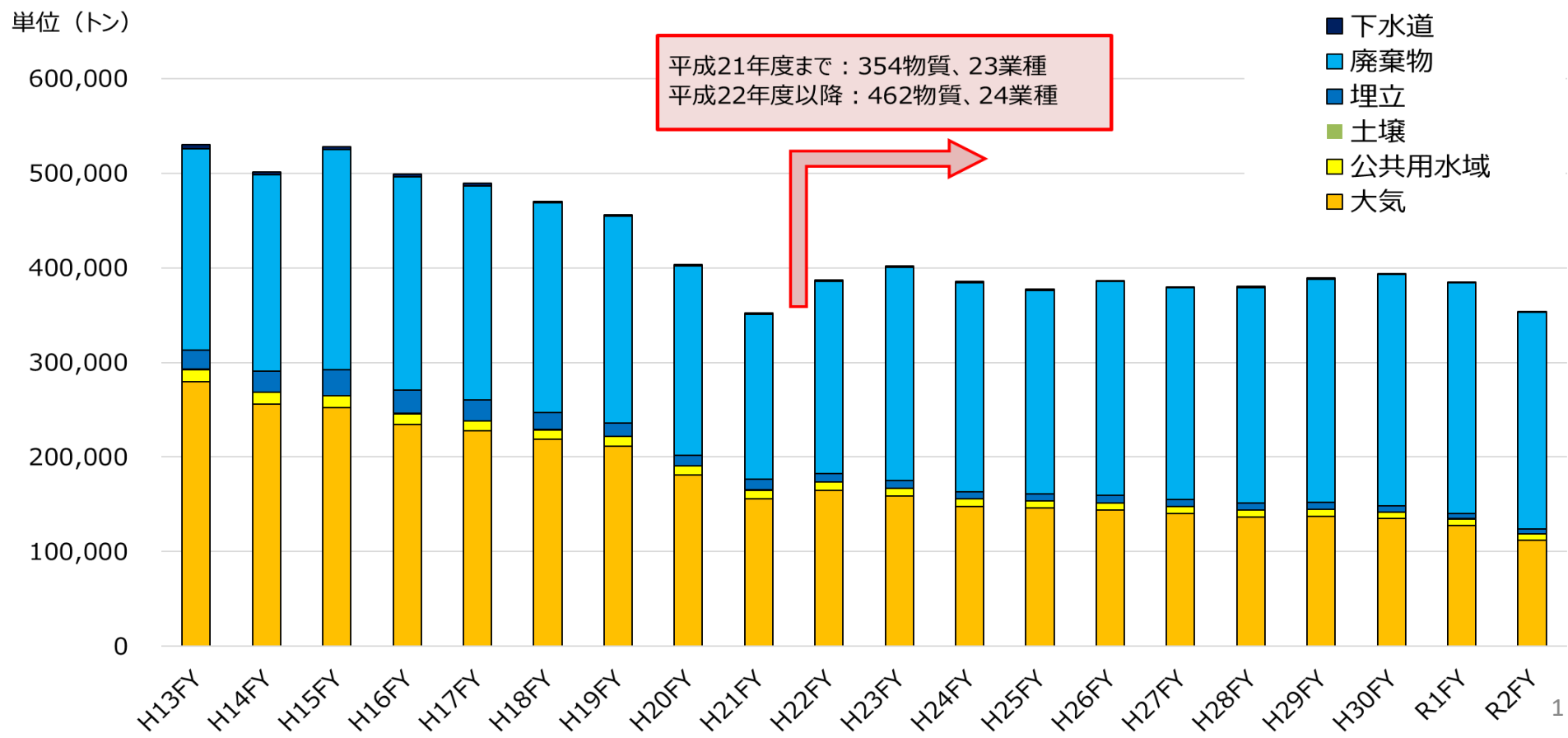
排出量 124千トン（前年度比11.4%減）

移動量 230千トン（前年度比6.3%減）

※届出事業所（約3万3千事業所）計

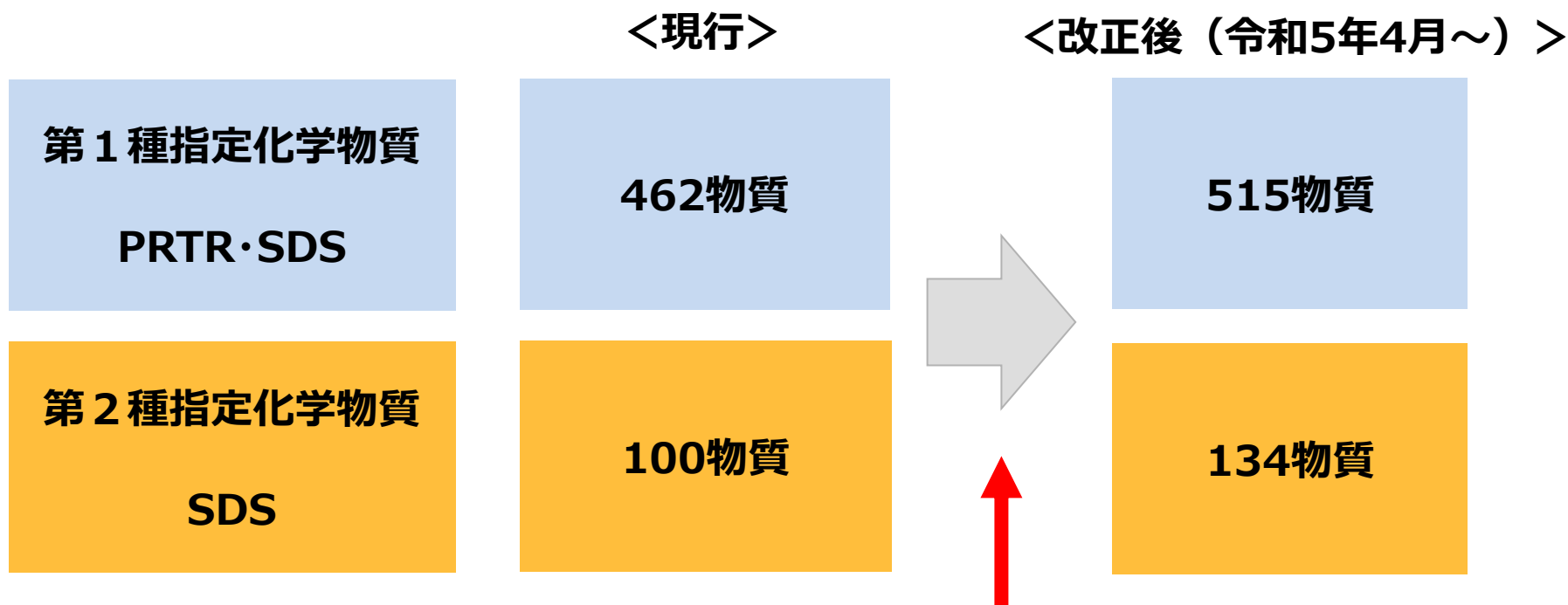
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、194千トンと推計

## ＜届出排出量・移動量の推移＞



# 対象化学物質の変更（令和5年4月～）

- 令和5年4月1日 改正政令の施行
  - ✓ 排出量・移動量の把握開始
  - ✓ SDSの提供開始
- 令和6年4月1日～ 改正政令でのPRTR届出



最新の有害性に関する知見や排出状況等を踏まえ対象物質を見直し  
（追加256、除外164、変更（第1種→第2種、第2種→第1種））

# 省令・告示の主な改正内容

政令改正、産構審制度WG報告書における提言に基づき、施行規則（省令）の一部及び化学物質管理指針（告示）を改正。デジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正。

## 1. 施行規則の主な改正内容 【令和4年3月31日公布】（※施行日の記載がない項目は同日施行）

(1) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更 【施行日 令和5年4月1日】※令和6年度届出より適用  
政令番号に代わり管理番号による届出、その他事務的項目の追加。

(2) 電子届出の届出期間の延長

令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を1か月間延長。

(3) 特別要件施設において把握すべき事項の追加

水俣条約の担保措置として大防法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設の届出対象に追加。

(4) 対応化学物質分類名の付与 【施行日 令和5年4月1日】

新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、法第6条第1項に定める第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するための別表改正。

## 2. 化学物質管理指針の改正内容 【令和4年11月4日公布】

「地方公共団体との連携や災害による被害の防止に係る平時からの取組」を留意事項として追加。

## 3. SDS省令の改正内容 【令和4年3月31日公布】

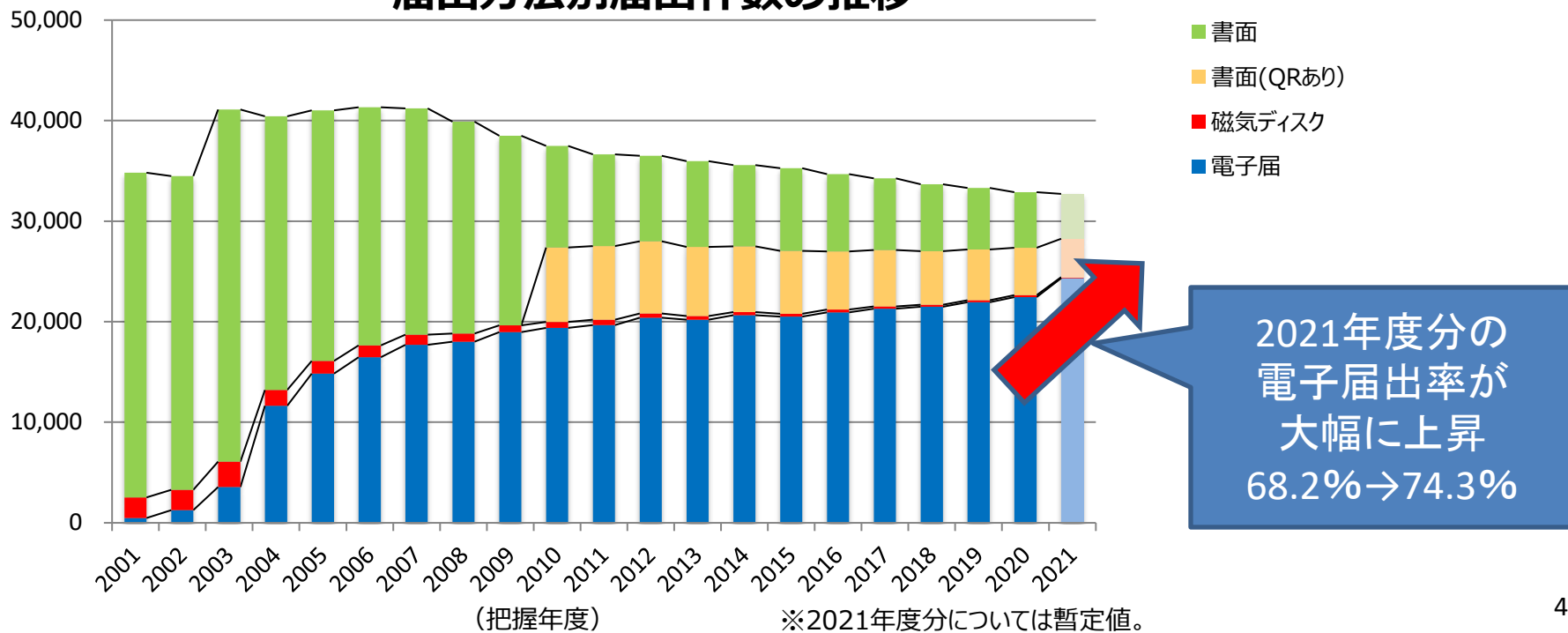
情報の提供方法等を見直し。（メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できるものを提供方法に追加。）

# PRTR届出の電子化促進

- 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続きの簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- それに向けて、以下のような取組を実施。
  - 今般の政令改正では物質の増加や入れ替わりが多い。対象外となった物質の削除や物質の名称変更等の切り替え時の煩雑さを回避するため、PRTR届出システムでサポート。
  - 利便性の向上のためのシステム改修・手続簡素化や、説明動画の提供等も実施中。
  - 記載ミスの修正やパンチ入力作業に相当な労力がかかる書面届出 1 万件を更に削減すべく電子届出期間の延長(省令改正)や業界団体・自治体を通じた普及啓発活動を実施。

(件数)

## 届出方法別届出件数の推移



# 主な取組等①

## ➤ 政省令改正に伴う円滑な施行に向けた環境整備

### ● PRTR関連

#### ・PRTR排出量等算出マニュアル改訂

新規対象物質の用途や物性情報等を追加・整理、届出様式等の改正内容を反映中。

#### ・PRTR届出システムの改修

対象物質の変更や様式改訂に対応。

利便性の向上。(令和5～6年度随時公開)

PRTR  
届出システム

### ● SDS関連

#### ・対象化学物質のGHS分類情報の整備

- ✓ 政令改正後の対象化学物質のうちGHS分類が未実施の化学物質の分類や必要な再分類（172物質）を実施、公表（令和4年6月までに公表済み）。

※政府によるGHS分類結果(公表)：約4,900物質(含再分類)

- ✓ 金属化合物等グループとして指定されている物質（24物質）について、引き続き令和4年度に分類実施中。

#### ・GHS混合物判定システムの充実化

- ✓ WEB版NITE-GmiccsをNITEで公開中。
- ✓ SDS作成機能を追加（令和4年4月）。



NITE-Gmiccs

### ● その他

NITE-CHRIP上で対象物質を選定した根拠となる有害性情報（ハザードデータシート）を整備。

# 主な取組等②

## ➤ PRTR届出の電子化促進

- 業界団体及び業界団体会員企業への説明会の実施（計79団体）
- 化管法施行令改正及びPRTR電子届出講習会・相談会
  - ✓ 自治体や主要地域で開催（自治体・地域17箇所実施。）
  - ✓ その他動画配信 等（NITEとも連携）

電子届出説明動画の公開



## ➤ 周知・人材育成

- 化学物質管理セミナー
  - ✓ 化学物質管理・政省令改正、GHS分類、化管法に基づくSDS・ラベルの作成・提供、事業者のリスク評価やリスク管理等を周知。
  - ✓ 令和4年10月2回開催(オンライン・ライブ)、10月25日～11月30日(オンデマンド)
  - ✓ オンライン参加者1,674名、オンデマンド総閲覧数約4,300回。
- 化管法施行令改正及びPRTR電子届出講習会・相談会【再掲】
- 化学物質総合評価管理研修
  - 国・自治体等職員に対し、3日間の講義やグループワーク。（32名参加）
- GHS普及・啓発（パンフレット類の提供）
  - ✓ 『－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度』  
（令和4年10月公表、経済産業省と厚生労働省との共同提供）
  - ✓ 化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド（令和4年10月公表）



パンフレット（2022年版）

## ➤ 各制度に関する支援等

- 問い合わせ対応：PRTR関連555件、SDS関連(GHS関係含む)618件、改正関連96件
- Q&Aの公表・更新（政省令見直しを含め随時更新）：PRTR制度145問、SDS制度114問

# 參考資料



# 【参考1】化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

## PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

### <対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）が対象。

### <対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

## SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

### <対象化学物質>

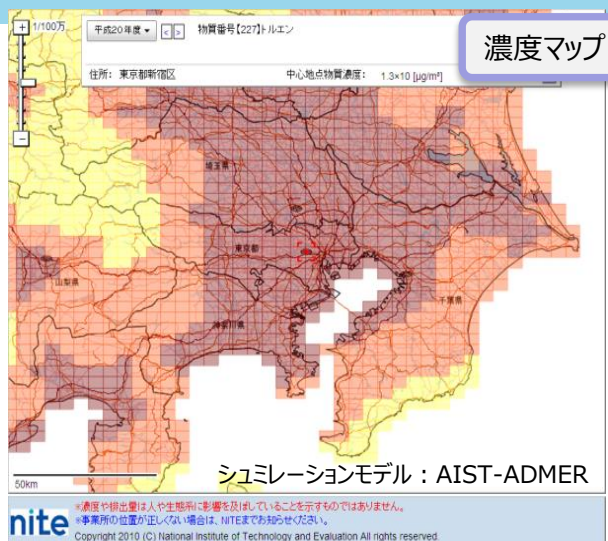
第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。

### <対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

# 【参考2】化学物質の排出状況の情報提供について

届出された排出量データ等に基づき、大気中の濃度や排出量を地図上に表示するとともに、個別事業所データを検索・閲覧ができるツールをインターネット上で公開している。



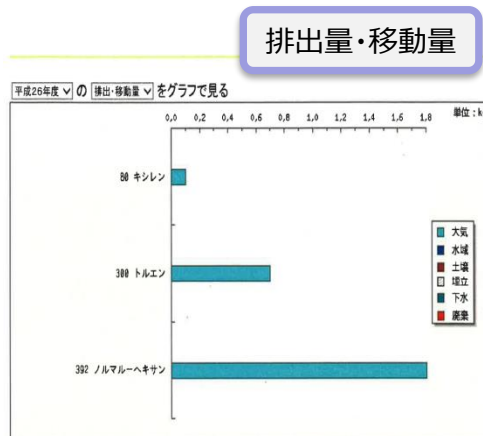
(出典) NITE : PRTRマップ



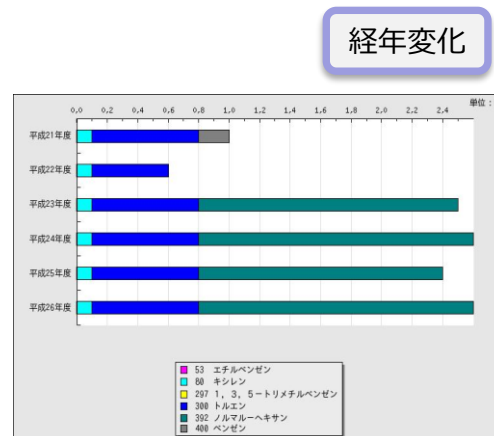
(出典) NITE : PRTRマップ



(出典) 環境省 : PRTRインフォメーション広場



(出典) 環境省 : PRTRインフォメーション広場



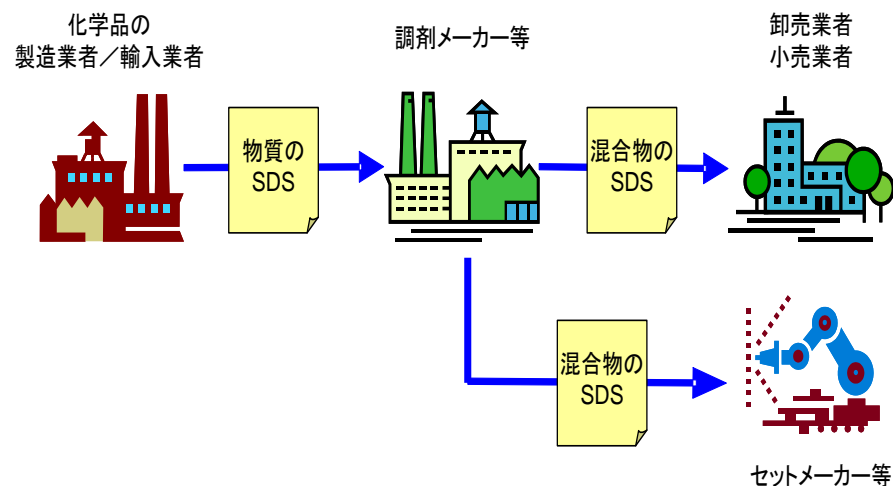
(出典) 環境省 : PRTRインフォメーション広場

## 【参考3】SDS制度の概要

- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。

SDS：化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書  
(Safety Data Sheet：安全データシート)

- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 日本国内では、JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されている。



### SDSの記載項目

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報   | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約    | 10. 安定性及び反応性  |
| 3. 組成及び成分情報    | 11. 有害性情報     |
| 4. 応急措置        | 12. 環境影響情報    |
| 5. 火災時の措置      | 13. 廃棄上の注意    |
| 6. 漏出時の措置      | 14. 輸送上の注意    |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令      |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報    |

# 【参考4-1】化管法見直し - 制度検討のプロセスと対象物質の見直し

制度全体に関する審議

（産業構造審議会制度構築WG  
（環境省との2省合同審議））

報告書  
（令和元年6月）

主な検討結果（制度全体）

- ・対象化学物質の見直しの考え方
  - 対象とする候補物質（母集団）
  - 有害性の判断基準
  - 環境中での存在に関する判断基準
  - 環境保全施策上必要な物質の追加
- ・ 特別要件施設の点検
  - 水俣条約に基づく大防法の措置（水銀測定）による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- ・ 届出データの正確性の向上
- ・ 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- ・ 廃棄物に移行する化学物質の情報提供

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

物質選定に関する諮問

（化学物質審議会安全対策部会  
化管法物質選定小委  
（厚労省、環境省との3省合同審議））

答申  
（令和2年8月）

対象化学物質の見直しの考え方（令和元年6月）

## ① 対象とする候補物質（母集団）

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質 等

※赤字箇所が  
前回見直しからの  
変更点

## ② 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目（発がん性、生態毒性等）
- 一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有するものを特定第一種指定化学物質に追加

## ③ 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断
  - 1) 現行の第一種指定化学物質  
：届出排出量 + 届出外排出量 10トン以上  
届出移動量100トン以上（すべてが排出されないため）
  - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途のみの物質）：推計排出量 10トン以上
  - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途以外の用途もある物質）  
：製造輸入量：100トン以上（農薬は10トン以上）

製造輸入量から  
排出量への変更

## ④ 環境保全施策上必要な物質

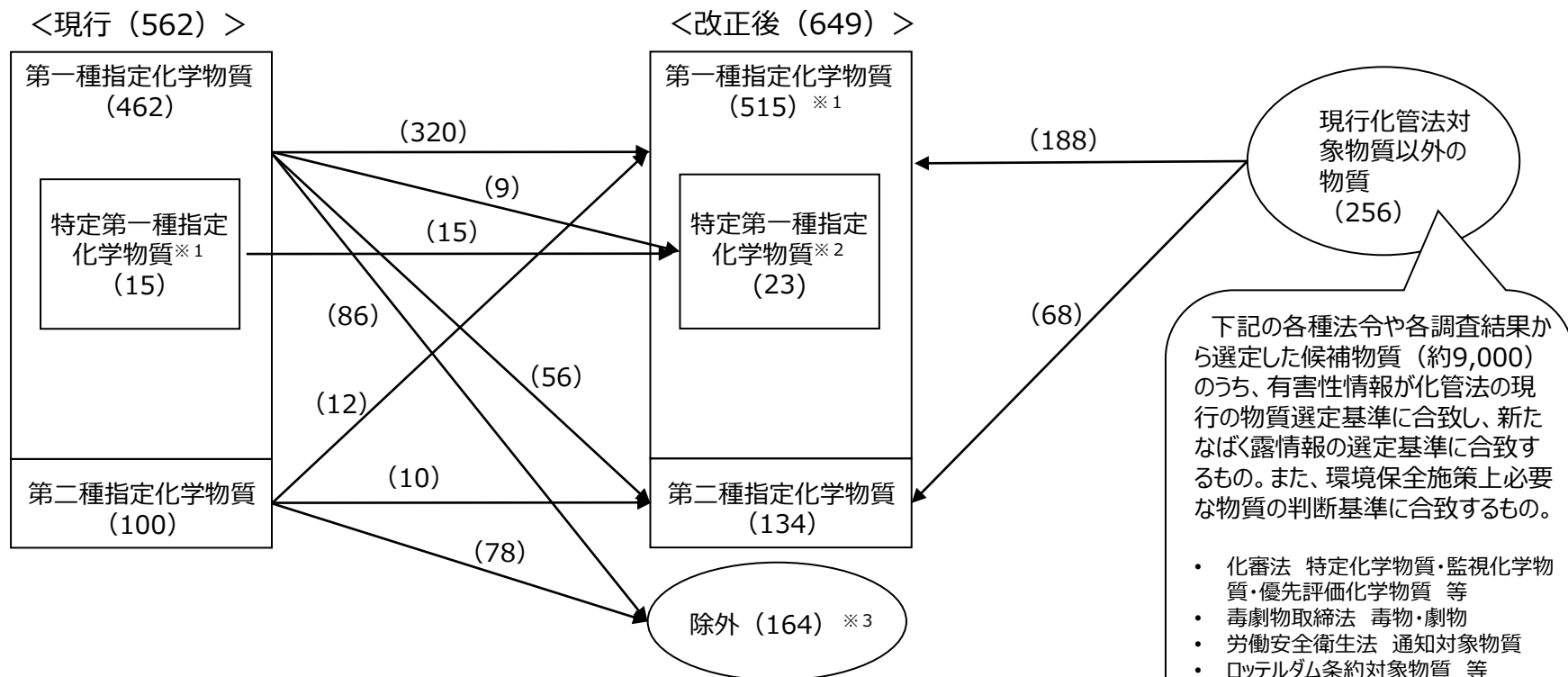
- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質 等

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定

# 【参考4-2】見直しによる化管法対象物質数の概況（令和3年10月20日公布）

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は23物質

（数字は物質数を示している。）



下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質（約9,000）のうち、有害性情報が化管法の現行の物質選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致するもの。また、環境保全施策上必要な物質の判断基準に合致するもの。

- 化審法 特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質等
- 毒劇物取締法 毒物・劇物
- 労働安全衛生法 通知対象物質
- ロッテルダム条約対象物質等
- 農薬取締法 登録農薬等
- 自治体条例対象物質
- 諸外国におけるPRTR対象物質
- 内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

※1：構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。  
 ※2：特定第一種指定化学物質は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し後は現行に加えて「発がん性がクラス1（7物質）」、「生殖毒性がクラス1（鉛）」及び「生態影響からの指定（有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ）」を対象としている。  
 ※3：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、ばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がない）ものを対象としている。